

## 収去検査結果に対する評価について

福島県県北保健所

平成30年10月22日に貴施設から収去した清涼飲料水（ミネラルウォーター類）は、検査の結果、食品衛生法第11条第1項の規定に定める「食品、添加物等の規格基準」（成分規格）に適合していました。

今後とも、製品の製造にあたっては、「食品、添加物等の規格基準」を遵守し、衛生管理の徹底と製品の品質保持に努めてください。

### <食品の規格基準\_清涼飲料水の成分規格（抜粋）>

#### (1)一般規格

4. 大腸菌群が陰性でなければならない。

#### (2)個別規格

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
亜鉛	5mg/l以下であること。
カドミウム	0.003mg/l以下であること。
水銀	0.0005mg/l以下であること。
セレン	0.01mg/l以下であること。
銅	1mg/l以下であること。
鉛	0.05mg/l以下であること。
バリウム	1mg/l以下であること。
ヒ素	0.05mg/l以下であること。
マンガン	2mg/l以下であること。
六価クロム	0.05mg/l以下であること。
亜塩素酸	0.6mg/l以下であること。
塩素酸	0.6mg/l以下であること。
クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
残留塩素	3mg/l以下であること。
シアン（シアンイオン及び塩化シアン）	0.01mg/l以下であること。

（裏面へ続く）

## 収去品の名称 (香村金剛水)

検査項目		検査結果	定量下限値	基準値
理 化 学	クロロホルム	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.06 mg/L以下
	残留塩素	0.02 mg/L未満	0.02 mg/L	3 mg/L以下
	シアン(シアンイオン及び塩化シアン)	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L	0.01 mg/L以下
	四塩化炭素	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.002 mg/L以下
	1,4-ジオキサン	0.0005 mg/L未満	0.0005 mg/L	0.04 mg/L以下
	ジクロロアセトニトリル	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L	0.01 mg/L以下
	1,2-ジクロロエタン	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.004 mg/L以下
	ジクロロメタン	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.02 mg/L以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.04mg/L以下(シス体とトランス体の和として)
	ジブロモクロロメタン	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.1 mg/L以下
	臭素酸	0.001 mg/L未満	0.001 mg/L	0.01 mg/L以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.1 mg/L未満	0.1 mg/L	10 mg/L以下
	総トリハロメタン	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.1 mg/L以下
	テトラクロロエチレン	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.01 mg/L以下
	トリクロロエチレン	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.004 mg/L以下
	トルエン	0.0002 mg/L未満	0.0002 mg/L	0.4 mg/L以下
	フッ素	0.11 mg/L	0.05 mg/L	2 mg/L以下
	ブロモジクロロメタン	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.03 mg/L以下
	ブロモホルム	0.0001 mg/L未満	0.0001 mg/L	0.09 mg/L以下
	ベンゼン	0.0002 mg/L未満	0.0002 mg/L	0.01 mg/L以下
	ホウ素	0.026 mg/L	0.001 mg/L	30mg/L以下(ホウ酸として)
	ホルムアルデヒド	0.005 mg/L未満	0.005 mg/L	0.08 mg/L以下
	有機物等(全有機炭素)	0.3 mg/L未満	0.3 mg/L	3 mg/L以下
	味	異常なし		異常でないこと
	臭気	異常なし		異常でないこと
	色度	0.5 度未満	0.5 度	5 度以下
濁度	0.1 度未満	0.1 度	2 度以下	
微生物	大腸菌群	陰性		陰性

四塩化炭素	0.002mg/1以下であること。
1,4-ジオキサン	0.04mg/1以下であること。
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/1以下であること。
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下であること。
ジクロロメタン	0.02mg/1以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	シス体とトランス体の和として 0.04mg/1以下であること。
ジプロモクロロメタン	0.1mg/1以下であること。
臭素酸	0.01mg/1以下であること。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下であること。
総トリハロメタン	0.1mg/1以下であること。
テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下であること。
トリクロロエチレン	0.004mg/1以下であること。
トルエン	0.4mg/1以下であること。
フッ素	2mg/1以下であること。
プロモジクロロメタン	0.03mg/1以下であること。
プロモホルム	0.09mg/1以下であること。*
ベンゼン	0.01mg/1以下であること。
ホウ素	ホウ酸として30mg/1以下であること。
ホルムアルデヒド	0.08mg/1以下であること。
有機物等(全有機炭素)	3mg/1以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。